

令和7年度第6回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和7年9月5日（金）
午前9時30分～午前11時15分
2. 場 所 富山市役所 東館8階 大会議室
3. 出席委員 19人
会 長 23番 長谷 幹夫
会長代理 22番 金田 修一 24番 金木 洋子
委 員 1番 牧野 和吉 2番 各川 豊章
5番 国谷 晃 6番 中村 敏
7番 大道 勝則 8番 木下 幸雄
9番 北森 康雄 10番 坂井 義彦
11番 森川 重光 12番 北山 久雄
14番 杉林 清則 15番 熊南 昭浩
17番 西田 清範 18番 林 作三
20番 大橋 芳信 21番 山崎 巖
4. 欠席委員 3名 3番 茂 清志 4番 加藤 輝夫
16番 山崎 修
5. 議題 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第20号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について
議案第21号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について
報告事項第23号 農地法第3条の規定による使用貸借権の許可期間の延長について
報告事項第24号 農地法第3条の3の規定による受理について
報告事項第25号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項第26号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について
報告事項第27号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理の取消しについて
報告事項第28号 非農地証明書の交付について

議 事

事 務 局 本日の月次総会につきましては、3番 茂委員、4番 加藤委員、16番 山崎委員より欠席届があり、出席委員数は19名でございます。

「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員総数22名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

議事の進行については、長谷会長にお願いします。

会 長 それでは、ただ今より令和7年度第6回富山市農業委員会月次総会を開催します。

会 長 それでは、議事に入ります。
本日は、議案3件、報告事項6件でございます。
本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

会 長 それでは、私の方から指名させていただきます。
20番 大橋委員、22番 金田委員、両委員にお願いしたいと思います。

会 長 議事に入る前にタブレットに送付してある議案書データをお開きください。
ご準備はよろしいでしょうか。

会 長 それでは、議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第19号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

議案第19号議案 位置図も併せてご覧ください。

議案書は1ページから9ページまでです。

今回の申請件数は、13件で、申請面積は35,884.91㎡です。

許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。

申請理由及び権利の種類について説明します。議案書2ページをご覧ください。

1 番は、相手方の要望のため、所有権を移転するものです。譲受人は申請地が集落内にあることから、耕作に便利のため譲り受けるものです。申請農地ではコシヒカリなどを栽培する予定です。

2 番は、相手方の要望のため、所有権を移転するものです。譲受人は申請地が自宅に近接しており、耕作に便利のため譲り受けるものです。申請農地では、コシヒカリを栽培する予定です。

3 番は、相手方の要望のため、所有権を移転するものです。譲受人は申請地が耕作している農地に近接しており耕作に便利のため譲り受けるものです。申請地ではきゅうりを栽培する予定です。

4 番は、相手方の要望のため、所有権を移転するものです。申請農地ではコシヒカリを栽培する予定です。

5 番は、相手方の要望のため、所有権を移転するものです。譲受人は申請地が耕作している農地に隣接しており、耕作に便利のため譲り受けるものです。

6 番は、相手方の要望のため、所有権を移転するものです。申請地は自宅に隣接しており耕作に便利のため譲り受けるものです。申請農地ではコシヒカリ、トマト、ナスなどを栽培する予定です。

7 番は、相手方の要望のため、所有権を移転するものです。申請地は自宅に近接しており耕作に便利のため譲り受けるものです。申請農地ではナスを栽培する予定です。

8 番は、財産の処分のため、所有権を移転するものです。申請地は自宅に近接しており耕作に便利のため譲り受けるものです。申請農地ではコシヒカリを栽培する予定です。

9 番は、労働力不足のため、所有権を移転するものです。申請地は自宅から近く耕作に便利のため譲り受けるものです。申請農地では水稻や野菜を栽培する予定です。

10 番は、労働力不足のため、所有権を移転するものです。申請地は自宅に隣接しており、耕作に便利のため譲り受けるものです。譲受人は新規農家です。申請農地ではナス、ジャガイモ、キャベツなどを栽培する予定です。

11 番は、労働力不足のため、所有権を移転するものです。申請地は自宅に隣接しており、耕作に便利のため譲り受けるものです。譲受人は新規農家です。申請農地ではねぎ、ジャガイモ、にんにくなどを栽培する予定です。

12 番は、労働力不足のため、所有権を移転するものです。申請地は集落内にであることから、耕作に便利のため譲り受けるものです。申請農地ではコシヒカリを栽培する予定です。

13 番は、労働力不足のため、所有権を移転するものです。申請地は自宅に隣接しており、耕作に便利のため譲り受けるものです。譲受人は新規農家です。申請農地では玉ねぎ、じゃがいも、トマトなどを

栽培する予定です。
以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、全件、申請どおり「許可」することといたします。

会 長 続きまして、議案第20号「農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第20号農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。

議案書は11ページから17ページになります。

まずはじめに、8月総会でご審議いただきました案件については、全件許可となりましたのでご報告いたします。

今回、4条申請が1件、5条申請が8件、合計面積は7,627.00㎡です。位置図も併せてご確認ください。

また、農振除外案件は議案書の備考欄に記載しており、今回は5条申請1番、2番、3番、4番の4件でございます。

議案書の12ページをご覧ください。

4条申請1番は、富山地域三郷地区において、農家住宅敷地を拡張する計画でございます。申請人は、当地区にて農業を営んでおり、今後も継続して営農をしていく予定です。転用の概要といたしましては、先代が建築した住居の一部が申請地にまたがっており、今回は是正するため申請されたものでございます。申請地はすでに宅地化されており、申請書には始末書の添付がございます。申請地は10ヘクタール以上の集団規模に属する農地であることから、農地区分は「第1種

農地」、許可基準は「集落接続」を適用しております。

議案書の14ページをご覧ください。

5条申請1番は、富山地域熊野地区において、一般住宅を建築する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人は現在、市内のアパートに居住しておりますが、手狭となってきたことと、農作業等の手伝いをするため、実家に近い申請地において住宅建築の申請をされたものでございます。申請地は、半径500メートルの範囲内に公共施設と医療施設があり、前面道路に公共上下水道管が埋設されていることから、農地区分は「第3種農地」、「原則許可案件」となります。

5条申請2番は、富山地域熊野地区において、一般住宅を建築する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人は現在、実家に居住しておりますが家族が増え手狭となってきたため、実家にほど近い申請地において住宅建築の申請をされたものでございます。申請地は、半径500メートルの範囲内に公共施設と医療施設があり、前面道路に公共上下水道管が埋設されていることから、農地区分は「第3種農地」、「原則許可案件」となります。

5条申請3番は、富山地域呉羽地区において、美容院を建築する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人は現在、同地区内に居住しており、その近くで美容院を営業するため申請されたものでございます。申請地はすでに雑種地化されており、申請書には始末書の添付がございます。申請地は、半径500メートルの範囲内に公共施設と医療施設があり、前面道路に公共上下水道管が埋設されていることから、農地区分は「第3種農地」、「原則許可案件」となります。

5条申請4番は、富山地域呉羽地区において、貸作業場及び貸資材置場を整備する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人の夫が建築業を営んでおり、その資材置場等を賃貸するため申請されたものでございます。申請地はすでに雑種地化されており、申請書には始末書の添付がございます。申請地は、半径500メートルの範囲内に公共施設と医療施設があり、前面道路に公共上下水道管が埋設されていることから、農地区分は「第3種農地」、「原則許可案件」となります。

議案書の16ページをご覧ください。

5条申請5番は、大山地域上滝地区において、駐車場を整備する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人は、以前より申請地を駐車場として借りておりましたが、この土地を譲り受けるため申請されたものでございます。申請地はすでに雑種地化されており、申請書には始末書の添付がございます。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地であることから、農地区分は「第3種農地」、

「原則許可案件」となります。

5条申請6番は、八尾地域保内東部地区において、倉庫及び駐車場を整備する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人は現在、個人の電気設備工事業を営んでおりますが、業務量や資材等が増え現在の倉庫が手狭となったため、隣接の申請地において倉庫及び駐車場を整備する申請をされたものでございます。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地であることから、農地区分は「第3種農地」、「原則許可案件」となります。

5条申請7番は、婦中地域婦中熊野地区において、事務所及び資材置場を整備する計画でございます。申請人の〇〇は、魚津市に本社があり主に土木工事等を請け負っておりますが、富山市への事業の拡大に伴い、申請地において新たに事務所及び資材置場を整備するため今回申請されたものでございます。申請地は、半径500メートルの範囲内に医療施設や教育施設があり、前面道路に公共上下水道管が埋設されていることから、農地区分は「第3種農地」、「原則許可案件」となります。また、この案件については3,000㎡を超える申請でありますので、富山県農業会議への諮問案件となります。

5条申請8番は、婦中地域婦中熊野地区において、貸資材置場を整備する計画でございます。申請人は●●の代表取締役であります。転用の概要といたしましては、自己所有の既存の貸資材置場は資材で飽和状態であることから、隣接地において貸資材置場を整備するため今回申請されたものでございます。申請地は10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地であることから、農地区分は「第1種農地」、許可基準は「既存敷地拡張」を適用しております。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第20号「農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について」は、全件、「許

可相当」と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第 21 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について」、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 続きまして、議案第 21 号相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付についてご説明いたします。

議案書 18 ページから 19 ページをご覧ください。

対象農地について、令和 7 年 8 月 29 日に農業委員等が現地調査を行い、全ての農地で耕作されていることを確認しております。また、相続人は被相続人の子であり、納税猶予についての要件はすべて満たしております。

以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました証明書の交付について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、証明書を交付することについて、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第 21 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について」、ご異議なしと認め、交付することといたします。

会 長 それでは次に、報告事項に移らせていただきます。

第 23 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権の許可期間の延長について

第 24 号 農地法第 3 条の 3 の規定による受理について

第 25 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

第 26 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号及び第 5 条第 1 項第 6 号の規定による受理について

第 27 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理の取り消しについて

第 28 号 非農地証明書の交付について

を、一括して説明をお願いします。

報告事項第23号農地法第3条の規定による使用貸借権許可期間の延長についてご報告します。

議案書のページは20ページです。

1番は平成17年に設定した父と子の使用貸借権について、貸人である父の経営移譲年金受給のため、使用貸借権の許可期間を延長したものです。

続きまして、報告事項第24号農地法第3条の3の規定による受理について、ご報告します。議案書は、21ページから27ページです。

今回の受理件数は24件で、全て相続により所有権を取得したものです。

続きまして、報告事項第25号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。

議案書は、28ページから31ページです。

解約件数は10件で、解約面積は31,543㎡です。今回の解約に関連する議案及び解約理由は、備考欄記載のとおりです。

続きまして、報告事項第26号農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について、ご報告いたします。

議案書は32ページから37ページをご覧ください。

今回の受理件数は、4条が2件、5条が19件、合計面積は9782.95㎡です。内容、転用目的については記載のとおりです。

なお、事業面積が1,000㎡以上で、都市計画法上の開発許可と同日で受理する予定のものは、34ページの5条2番、35ページの5条10番の2件でございます。

続きまして、報告事項第27号農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理の取り消しについて、ご報告いたします。

議案書は、38ページをご覧ください。

案件は1件であり、令和7年7月17日付けで今回の報告事項第26号議案書35ページの5条8番にて届出されており、8月15日付けで受理しておりますが、転用目的に誤りがあったため、受理の取消し願いが提出されましたので、これを認めるものでございます。概要につきましては記載のとおりです。

続きまして、報告事項第28号非農地証明書の交付について、ご報告いたします。

議案書は、39ページから45ページとなります。位置図・写真も併せてご確認ください。

今回、申請のありました農地につきましては、遊休農地であり、その土地が山林の様相を呈しているなど、農地として復元しても継続利用ができないと見込まれる場合の要件を満たしており、証明基準に合致しております。

申請番号1番については、8月29日に、農業委員等と事務局が現

地確認を行い、いずれも山林の様相を呈していることを確認いたしました。

申請番号2番については、8月28日に、農業委員等と事務局が現地確認を行い、いずれも山林の様相を呈していることを確認いたしました。

このことから、今回申請地の事実状態に基づき、議案書の証明基準で非農地証明書の交付を行ったものでございます。

以上でございます。

会 長 ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

△ △ 委 員 3条の確認事項に「地域調和要件」がありますが、4・5条にないのは何故か教えていただきたいです。

事 務 局 農地法において、3条と4・5条には違いがございます。3条にある「地域調和要件」とは、農地を取得し農業を行う上で周辺地域で栽培されている作物に影響を与えないかどうかや、農地の維持保全活動、例えば用排水路の管理や草刈り等を行うにあたり、他の農業者等と協力できるかどうかなどを審査するという要件になります。一方、4・5条は農業を行わないことになるため、転用の可否を審査する場合に3条でいう「地域調和要件」はありません。しかし、本市では道水路管理者や土地改良区、隣接農地耕作者の意見や同意により、周辺農地に影響を及ぼさないかどうかを確認しております。

▲ ▲ 委 員 少し違うと思います。4・5条は地域に対して調和が必要ないところだったら地域調和要件がいらないけれども、調和要件そのものは必要であるとして書いてあります。

□ □ 委 員 推測にすぎませんが、3条許可は農業委員会の権限、4・5条許可については市長の権限であり、法律上の制度が違うと思います。転用については農業委員会は意見をするだけとなるため、3条の方が厳しい要件があるのではないのでしょうか？

会 長 今の質問については、ひとつの問題として提案されたものであり、現地確認を行うときに、不明な点があれば事務局に確認していただくことが確実ではないかと思います。総会で現地確認をしてきましたという報告だけではなくて案件ごとに確認し、3条は地域調和要件の適否、4・5条は、3条とは違い地域調和要件はありませんが、転用行為、例えば工事等をするわけですから地域に説明しているのかどうか

などを確認したらいいのではと思います。

会 長 それでは、2. 議案・報告事項の議案審議を終了します。

会 長 次に3. 協議・報告事項等として、「令和8年度農地利用最適化推進施策に関する意見書（素案）」について、説明をお願いします。

（事務局説明）

会 長 ただ今、説明のありました意見書（素案）について、ご意見等があれば承りたいと思います。

▲ ▲ 委 員 「中山間地域における対策」の変更点について質問です。前年度は「中山間地域」という表記だったところ、「中間及び山間農業地域」という表記に変わっています。中間とはどのような地域を指すのでしょうか？

事 務 局 前回の総会にて協議をした「県への農業政策提案」において、委員より、平地と中山間地の間の農地の対策についてご要望をいただきました。調べたところ、農業地域類型区分に「平地」「中間」「山間」という区分があるということがわかりました。「中山間」地域というと、どうしても山というイメージとなることから、平地と山間の間の地域についても対策をしてほしいという意見がございましたので、市への意見書についても、中山間地域を中間と山間に分けたものに変更させていただきます。

▲ ▲ 委 員 わかりました。

■ ■ 委 員 具体的に、どの地域が中間地域にあたるのですか？

事 務 局 中山間地域に指定されております山田地域を例にしますと、山林が多く、耕地が少ないエリアは山間、山林はあるものの耕地に傾斜地が多く、平地と山間の中間となる特性を有するエリアが中間となると考えてください。

■ ■ 委 員 わかりやすいようで、かえって難しいですね。

◇ ◇ 委 員 私が前回総会で意見を出しました。私の担当地区において、平坦地においても基盤整備をしたことによって高い土地ができ、農地に傾斜が生じたことから、平地と山間地の間の中間地域についての対策を要

望させていただいたのもであります。

会 長 皆さん、いかがでしょうか。

(了解したとの発言あり)

会 長 今ほどいただいた意見を反映し、次回の総会で再度協議しますので、皆様には素案の意見内容について、ご確認等お願いします。

次に、「令和7年度遊休農地の解消に向けての取り組み」について説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長 今ほど、説明のありました「遊休農地の解消に向けての取り組み」について、ご質問等があれば承りたいと思います。

◆ ◆ 委 員 再生困難農地について、非農地の判断を、農業委員が現況確認の上行うとの説明でしたが、山間部ではイノシシの住処になっているような未開の地もたくさんあり問題がございます。また、所有者が非農地通知を手にしたところで、お金をかけて登記地目変更するかというと、しない気もするのですが、登記地目変更の実現ができるのでしょうか？

事 務 局 非農地判断は、農業委員会が農地を農地以外にするものですが、登記地目を変える効果はなく、農地台帳上の現況を変更とするものとなります。非農地判断を行った結果、その通知を一方的に所有者に送付するものとなりますが、地目変更をするか否かは所有者の判断となります。しかし、非農地判断をした農地がたくさんある場合は、農業委員会から、市の職権で登記地目を変更するよう要望をしたいと考えております。

また、農業委員会としましては、先ほどの農地利用最適化推進施策に関する意見書には採用しておりませんが、委員より、非農地化の推進という意見がありました。そのため、農地として使えないものは現況判断をして非農地化を推進したいと思います。登記地目の変更には帰結しませんが、農業委員会業務の1つとして考えております。

▽ ▽ 委 員 毎年利用状況調査を行っておりますが、何年も変わらない農地があります。雑草が繁茂し農道を通ることすらできないような所もあり、そのような農地は農地中間管理機構も引き受けてくれず、毎年同じ調査を繰り返すだけになっています。それならばせめて、周囲に迷惑を

かけないよう保全管理だけでも行っていただけるような取り組みも必要なのではないかと思います。例えば、農地は所有者個人のものと切り捨てれば誰も管理しなくなるので、地区全体に保全管理を促すなどの対策を行ったら良いのではないかと私は考えますが、いかがでしょうか。

事 務 局 ありがとうございます。おっしゃられたとおり、遊休農地には盲点があり、その所有者に利用意向調査を行い、農地中間管理機構を利用したいと回答があった場合、借り手の有無にかかわらず固定資産税課税強化の対象にならないということになります。一方その農地の周りに耕作者がいれば悪影響を及ぼす可能性がありますので、農地利用最適化推進施策に関する意見書にも採用しておりますが、指導に終わるのではなく、農地法42条による措置命令を農業委員会から市に要請していかなければならないのではないかと考えております。そのためには、地域からの情報提供が重要ですので、営農に支障が発生しているという情報があれば農業委員、推進委員にとりまとめていただき、総会にて措置命令を要請するか等の対応を考えたいと思います。

▼ ▼ 委 員 課税強化・非農地化は、国、県、市どちらで示されていることなのでしょうか？

事 務 局 国が示したものになります。国からの通知等に基づき、今回農業委員会の取り組みとして協議させていただいたものとなります。

▼ ▼ 委 員 農地中間管理機構を通じた貸し借りは、借受者がいない場合は利用できないというのは、実質あまり効果のないことに感じてしまうのですが。

事 務 局 そのとおりでありまして、農業委員会から農地中間管理機構に農地を借り受けてほしいと要請しても、現在のところ、借受者がいない場合は引き受けてもらえないこととなります。

▼ ▼ 委 員 そうすると、遊休農地の所有者は、利用意向調査を受けた際、自分で管理するか、誰かに預けるか、中間管理機構に預けるかしか選択肢がないと思いますが、資料のフローチャートでは「中間管理機構」と「利用表明あり」が同じ「回答あり」欄に記載されていることから、自分で管理する・誰かに預けるとっておきながらそれをしない人にとっても効果がないということですか？

事 務 局 資料には記載をしておりますが、中間管理機構を選択せず自分で

等を選択された場合、翌年その意向が実現していない場合は「回答なし」という取り扱いとなります。

▼ ▼ 委員 わかりました。ありがとうございます。

◆ ◆ 委員 毎月相続の届出があり、山間部も多数ありますが、相続登記するときに非農地認定を行うようなことはできないのでしょうか。利用状況調査は、クマが怖くて行けないような場所もありますし、山間部の農業委員をしておりますと、無意味な仕事に感じてしまっております。非農地化の1つの方法として、相続登記にあたって行政書士に協力を依頼できれば良いと思います。

事 務 局 おっしゃられたように、相続の届出は、登記上の地目が農地であれば、現況が山林だろうが宅地だろうが現況にかかわらず受理をします。一番良いのは、窓口で相続の届出を受ける際、現況が山林ということであれば非農地証明願を出していただくことかもしれませんが、届出に来られるのが本人ではなく行政書士等の代理人であることが多いため、意思確認が難しいという課題があります。相続にかかわらず中山間地域を担当している委員には、現地まで行かなくても、付近まで調査や確認をしていただいて「この辺りは農地としては使えない」という判断をしていただくことにより非農地化を検討したいと考えております。該当地がございましたら事務局へお知らせいただきますよう、よろしくお願いします。

会 長 多種多様な時代の中で、色んな問題が出てくると思います。農業委員も暑い中、利用状況調査を頑張って、やったことが無意味になってしまうと困りますから、問題点は協議し、意見集約しながら方向性を決定していきたいと思います。いかがでしょうか。

(賛同する反応あり)

会 長 問題が起きた時に適宜事務局へ報告し、協議・意見集約していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、4. 事務連絡等について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

ただ今、説明がありました連絡事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

会 長 古田委員の欠員募集について、現在応募なしとのことですが、あっせんはないのでしょうか？自治振興会に依頼できないのですか？

事 務 局 農業委員会法上、推薦やあっせんはできないこととなっております。このことから、特定の団体に委員の推薦を表立って依頼することができません。

□ □ 委 員 私たちの任期も残り半分になり、農業委員会業務の印象と要望を申し上げます。

現地報告がほとんどで、4条・5条などは毎度始末書の添付、相互扶助精神と同じ言葉の繰り返しで、飽き飽きしてきます。眠くなるのは私だけかと思ったら、私以外にもたくさん眠そうな委員を見かけました。

先月のとやま農業未来カレッジ生との意見交換会で、農業への新規参入を妨害する事柄をたくさん聞きました。それで★★委員よりそんな甘い問題じゃないということを語られましたが、私は非常に嬉しいと感じました。また、☆☆委員が、問題が生じたがそのまま放置されるのであれば、農業委員会の存在意義に疑義があるということをおっしゃられました。私もそう思っておりますので、今後時間を有効に使って審議していただきたいと思います。皆さん忙しい中集まるのですから、皆さんが本当に委員として役割を果たせるような会合をしていただきたい、会長も含めてお願いしたいと思います。

以上です。

会 長 ほかに何かございませんか。

ないようですので、それでは、これにて令和7年度第6回富山市農業委員会月次総会を終わらせていただきます。